

## 自然公園等施設災害復旧事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 自然公園等施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。また、この要綱の細部については、自然公園等施設災害復旧事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に定める。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、国立公園、国定公園及び長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く。）における実施要領別表1に掲げる施設（以下「自然公園等施設」という。）のうち、実施要領に定める災害により被害を受けたものの復旧に要する経費の一部を都道府県に補助することにより速やかな復旧を図り、もって地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与すること並びに自然環境の適正な利用を促進することを目的とする。

### (交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要領に定める災害により被害を受けた自然公園等施設に係る災害復旧事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 前項における「災害復旧事業」とは、前項の自然公園等施設を原形に復旧する（原形に復旧するが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 3 第1項の自然公園等施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

### (交付対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、補助金の交付を受けて補助事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて補助事業を実施する市町村とする。

### (交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、様式第1号による「自然公園等施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に次に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条の規定が適用される区域における災害復旧事業 3分の2
  - 二 前号に掲げる事業以外の災害復旧事業 2分の1
- 2 都道府県知事は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第180号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付申請）

第6条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 都道府県知事は、補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の額の変更を行う必要がある場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 環境大臣は、第6条及び第7条の規定による申請書の提出を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

2 環境大臣は、第6条及び第7条の規定による申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付決定を行うものとする。

（精算交付申請）

第9条 都道府県知事は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

（経費の配分又は事業内容の変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた後に事業費の費目間の配分額又は事業内容の変更をしようとする

きは、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる場合であつて補助金の交付決定額の変更を生じないものを除く。

- 一 本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、營繕費の相互間の流用であつて、いずれか低い額の30%以内の変更
- 二 庁費、旅費の相互間の流用であつて、流用先の経費の20%以内の変更（ただし、食糧費の増額を除く。）
- 三 旅費又は庁費から、本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、營繕費への流用
- 四 交付決定において特定されている施設の位置、施工区間、規模等に係る事業費の増減が20%以内の変更又は構造の変更を生じないもの
- 五 交付申請書に添付の工事内訳に記載した工種、種別、工法に追加のないもの

#### （事業の中止又は廃止）

第12条 都道府県知事は、補助事業の全部若しくは一部を中止し又は廃止する場合には、様式第7号による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならぬ。

#### （事業遅延の届出）

第13条 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、様式第8号による遅延報告書を速やかに環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

#### （状況報告）

第14条 都道府県知事は、補助事業の毎月の遂行状況について、環境大臣の要求があったときは、様式第9号による状況報告書を提出しなければならぬ。

#### （名称変更の報告）

第15条 都道府県知事は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により都道府県及び市町村の名称に変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならぬ。

#### （実績報告）

第16条 都道府県知事は、補助事業が完了した日（第12条により補助事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第10号による事業実績報告書を環境大臣に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月30日までに様式第11号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の実績報告書の提出に当たつて、第5条第2項ただし書きの規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第 17 条 環境大臣は、第 9 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、前条第 1 項の事業実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。
- 3 環境大臣は、都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、都道府県が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
- 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

第 18 条 補助金は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

第 19 条 環境大臣は、第 12 条による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- 一 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令等又は本要綱に基づく環境大臣の指示等に違反した場合
  - 二 都道府県が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 都道府県が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合（都道府県又は市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
  - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第4項（ただし書きを除く。）及び第5項の規定を準用する。

(財産の管理)

第20条 都道府県知事は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該財産に自然公園等施設災害復旧事業で取得した財産である旨を明示するとともに、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 都道府県知事は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日付け環境省令第080515002号）に基づく承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

4 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金調書)

第22条 都道府県知事は、補助事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式第12号による補助金調書を作成し、当該歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(間接補助に係る交付の条件)

第23条 都道府県知事は、この補助金を原資として市町村に補助金を交付するときは、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第21条及び第22条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(特別基準の設定)

第24条 特別の事情により第6条及び第16条に定める手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省自然環境局長が別

途定める。

(監督等)

第 25 条 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する補助事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する補助事業につき、監督上必要があるときは、その補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、都道府県知事に対して報告を求め、又はその職員に都道府県に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 26 条 都道府県知事は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 13 による消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第 17 条第 4 項（ただし書きを除く。）及び第 5 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 27 条 都道府県知事は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく変更交付申請、第 9 条の規定に基づく精算交付申請、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条の規定に基づく計画変更承認申請、第 12 条の規定に基づく事業の中止又は廃止の申請、第 13 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 14 条の規定に基づく状況報告、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 18 条第 2 項の規定に基づく支払請求、又は第 24 条第 1 項の規定に基づく特別基準の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 28 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(間接補助金の電子申請)

第 29 条 都道府県知事は、間接補助金の交付の手続について、電磁的方法（適正化法第 26 条の 2 及び第

26条の3の規定に準じて都道府県知事が定めるものという。以下同じ。)により行うことができる。

2 都道府県知事は、間接補助金の交付の決定その他都道府県からその経費の補助を受けて補助事業を実施する市町村に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

(附則)

この要綱は令和8年1月13日から施行する。